

令和7年度 生活指導基本方針・体制および体罰防止のための取組

Ⅰ 生活指導目標

「自己指導能力（自己理解に基づいた主体的な目標の設定ならびに行動する能力）の育成」

基本的生活習慣を身に付けさせる

- ①時間への意識を高めさせる。
- ②学校生活のきまりに則った服装・身だしなみをさせる。
- ③自ら挨拶ができる生徒を育成する。
- ④場面に適した言葉や態度を選択できるようにする。
- ⑤人の話をしっかりと聞く姿勢を身に付けさせる。

人や物を大切にできる心を育てる

- ①自分を大切にできる心を育てる。
- ②人に対して思いやりの心を育てる。
- ③公共物を大切にできる心を育てる。
- ④他者や他人の物を大切にできる心を育てる。

自治的な能力を育てる

- ①生徒会活動を活性化し、リーダーを育成する。（代表委員会・専門委員会の充実）
- ②学級活動を充実させ、話し合いを通して、論理的・合理的に検討し、合意形成ができる集団を育てる。
- ③授業や特別活動の中で、力を合わせて作り上げることの感動を味わえるようにする。

2 生活指導の基本姿勢

教員集団の共通理解のもと、工夫ある学年・学級経営を行う。

- ・学年・学級経営方針に基づき、共通理解のもとで学年・学級運営を行う。
- ・クラスでの工夫ある学級経営の工夫を学び合い、より魅力ある充実した実践につなげる。
- ・日ごろの学校生活を大切にしながら、行事は日常生活を基盤としたものの上にあるという共通理解のもとで、学年・学級指導にあたる。
- ・学年・学級の壁を取り払い、教職員が連携して組織的に指導に当たる。

生徒理解を深める工夫・努力をする

- ・迅速な対応と確実な情報伝達を心掛ける。特に生徒の良い所を見つけ、報告することも積極的に行う。
- また、校務支援システムを活用して情報共有し、職員間の連携を強化する。

生徒との信頼関係を築く

- ・生徒との対話を大切にし、心を開かせるような指導に努める。事実に基づいた指導を行い、善悪の判断をつけさせる。悪いことは悪いと毅然とした態度で指導をする。事後指導ばかりではなく、予防的な指導の工夫も図る。

保護者との信頼関係を築く

- ・面談、個別の家庭連絡等を通じて学校の教育活動を保護者へ周知し、一層の連携、協力を図る。また、学級懇談会の充実を図るとともに必要に応じて面談・家庭訪問等を実施する。PTA 活動へ積極的に参加する。

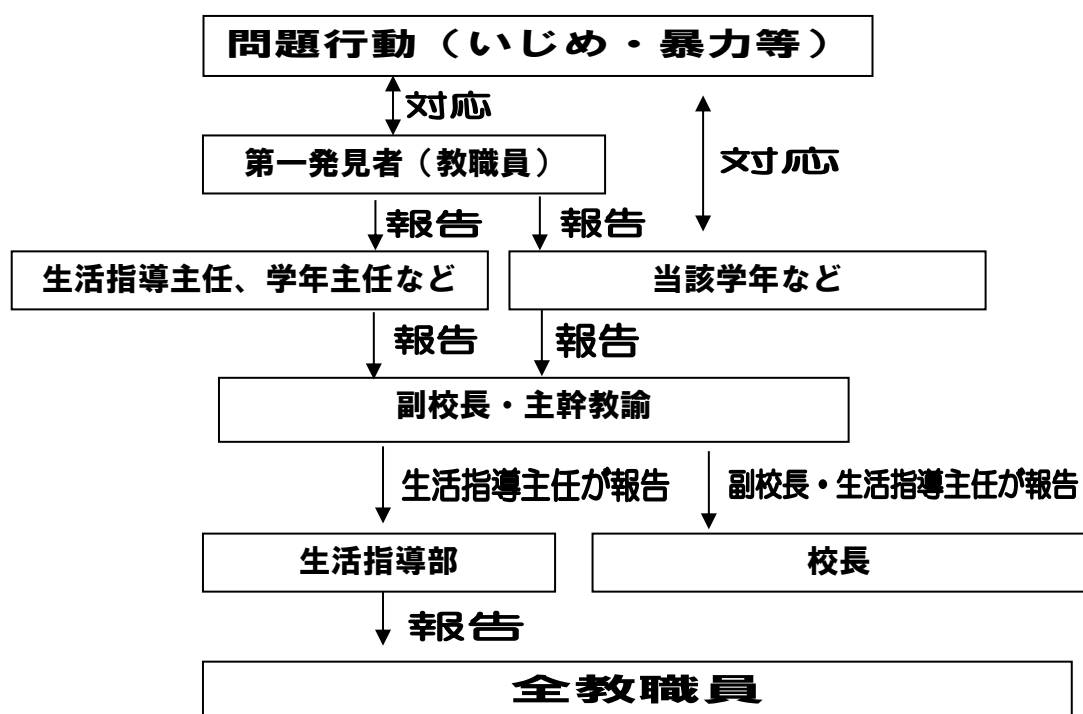
地域との連携を深める

- ・校外での生徒の実態を積極的に把握し、地域との協力関係を基に指導できるよう努める。学校運営協議会、青少年対策委員会、PTA 校外委員会などとの連携をより一層深める。

小中一貫

- ・義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた系統的な生活指導、体罰防止の取組を行うために、小中一貫校として合同の体罰防止研修などを通して、教員間の情報共有ならびに体罰防止に向けた意識の高揚を図る。
- ・いじめの予防や防止に向けて、小中合同でのいじめ防止研修を年間に3回実施する。また、はちおうじっ子サミットで、生徒会や各委員会で実践している取り組み、生徒会が小中一貫で行っている取り組み（あいさつ運動や募金活動など）の発表を行う。
- ・避難訓練など、安全指導にかかわる取り組みを小中一貫共同研究の分科会で共有し、生徒による研究発表を行う。小中で連携した安全教育を行い、9年間を見据えた系統的な指導につなげる。

3 校内指導体制



4 体罰防止のための取組

- ・体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることを自覚し、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行わない。
- ・体罰の未然防止のために、教員と生徒との対話を重視し、学習指導と生徒指導のあり方を見つめ直し、人権意識を高め、常に学び続ける。そして、全職員による共通理解と協働の体制を構築する。
- ・確かな生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努め、生徒が安心して学べる環境づくりに努める。